

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社を含むセレンディップグループは、「すべてのステークホルダーに価値と成長をもたらす100年企業グループ」創出というグループビジョンを掲げており、このビジョンを達成するために経営の効率性・健全性・透明性を高め、グループ全体での最適な経営管理体制を構築することをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。当社はこの基本方針を踏まえ、グループ会社の経営管理やコンプライアンス、内部監査等に関する規程を定めております。

また、ビジョンの達成には株主をはじめとする全てのステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考え、情報の適時開示を通じて透明かつ健全な経営を行ってまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は全ての基本原則を実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高村 徳康	625,120	14.08
竹内 在	625,120	14.08
諸戸グループマネジメント株式会社	450,000	10.13
一徳合同会社	300,000	6.76
ネクストシーケンス合同会社	300,000	6.76
セレンディップグループ従業員持株会	185,590	4.18
アント・ブリッジ4号A投資事業有限責任組合	171,420	3.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	122,500	2.76
株式会社カリン	114,130	2.57
楽天証券株式会社	96,400	2.17

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新

東京 グロース

決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

### 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

#### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
内藤 由治	他の会社の出身者												
藤田 豪	他の会社の出身者												

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内藤 由治		過去において当社の顧問を務めておりました。	内藤氏は、上場企業にて長年に亘り社長を務められ、企業経営における豊富な経験と知見を有しております。その豊富な経験・見識により、経営全般において取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくため、社外取締役として招聘しております。
藤田 豪		-	藤田氏は、大手ベンチャーキャピタルに入社以来、ベンチャー投資業務とパイアウト投資業務に携わり、ファイナンス、投資・ファンド管理運営における豊富な経験と知見を有しております。特に投資・ファンド管理運営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくために社外取締役として招聘しております。なお、東京証券取引所が定める独立要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる虞は無いと判断し、独立役員に指定し届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

決算報告時において、会計監査人、監査役、内部監査部門による情報共有、課題整理、改善施策等について議論し三様監査体制の整備・確立に努めております。監査役と内部監査部門とは、日常的な情報交換を行い、必要に応じたミーティングも実施しております

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

## 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村松 高男	税理士													
清水 哲太	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村松 高男		-	村松氏は、税務及び会計に関する豊富な経験・見識を有しており、取締役の業務の違法性、会計監査の相当性を独立・公正な立場から判定していただくために社外監査役として招聘しております。なお、東京証券取引所が定める独立要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる虞は無いと判断し、独立役員に指定し届け出ております。
清水 哲太		清水氏は過去において、当社連結子会社の自動車部品主要販売先であるトヨタ自動車株式会社の取締役副社長を務めておりました。	清水氏は、長年にわたる自動車産業での企業経営の経験より培われた、リスクマネジメント等に関する高い見識を有しております。この見識を当社の監査に反映していただくため社外監査役として招聘しております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数 2名

#### その他独立役員に関する事項

内藤由治氏は過去において当社の顧問を務めており、独立役員の要件たる「一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者」とは言い切れないと判断し、独立役員には指定していません。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

#### 該当項目に関する補足説明

当社グループの役員及び従業員等に対して、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社及び当社子会社の取締役及び従業員等の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の企業価値向上に資すること、並びに当社及び当社子会社の監査役の公正かつ厳格な監査に対する意識を高めること、を目的としてストックオプション制度を導入しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の「取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針」は、以下のとおりであります。

基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブとして機能するよう、取締役の職責に応じた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各々の職務と責任を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬及び業績等により支給することがある非金銭的報酬により構成することとする。

固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、原則として月例の固定報酬とし、役位、職務と責任及び当社の業績等を総合的に勘案して決定するものとする。

非金銭的報酬の内容及び数の算定方法の決定に関する方針

非金銭的報酬は、事業年度ごとの業績を勘案しストック・オプション等を付与するものとし、各取締役に付与する数の算定は、役位、職務と責任及び当社の業績等を総合的に勘案して決定するものとする。

固定報酬、非金銭的報酬の取締役の個人別の額や数に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬及び非金銭的報酬の割合は、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に資する適切な支給割合とするものとする。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額等については、株主総会の決議により定められた年間報酬限度額の範囲内で、取締役会より一任された代表取締役社長が、各取締役の役位、職務と責任、業績等を総合的に勘案し、監査役会の意見を聴取した上で、取締役の固定報酬の額及び非金銭的報酬の数等を決定する権限を有するものとする。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、コーポレート企画部及び常勤監査役が担当しております。取締役会、監査役会開催にあたり、事前に資料を配布し適宜電話又はEmail等で対応しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社が設置する各機関の状況は以下の通りです。

(a)取締役会

当社の取締役会は、社内取締役3名(代表取締役会長 高村徳康、代表取締役社長 竹内 在、取締役 小谷和央)、社外取締役2名(取締役

内藤由治、同 藤田 豪)の計5名で構成され、議長は代表取締役社長であります。取締役会は、「取締役会規程」に定められた経営に関する重要事項や業務執行の決定、法令及び定款に定められた事項の決議、また、業務執行状況についての報告を受け業務執行の監督を行っております。取締役会は、「取締役会規程」に基づき原則として毎月1回開催しているほか、重要事項が発生した場合には必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

#### (b) 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(常勤監査役 西山一彦、社外監査役 村松高男、同 清水哲太)で構成され、原則として取締役会と同日に毎月1回開催しているほか、緊急に協議すべき問題等が生じた場合には臨時監査役会を開催しております。監査役会は、独立の機関として取締役の職務執行を監査するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携した三様監査によって多面的な監査活動を展開しております。

また、常勤監査役は、社内の重要会議への出席、各種報告の閲覧・検証を通じ監査の強化をはかるとともに、子会社の監査役を兼任しグループ全体でのモニタリングの実効性を高めております。

監査役及び監査役会の職務執行の独立性を担保し実効性を高めるための体制及び方針について、「監査役会規則」及び「内部統制システム構築の基本方針」の6～10に定めております。

#### (c) 会計監査人

当社は会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

#### 内部統制及び業務執行体制

当社では、内部統制及びリスク管理体制として、代表取締役の直轄組織である内部監査室と取締役会の諮問機関であるリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。業務執行体制としては当社各部門及び関係会社の業務執行管理に加え、投融資に関する取締役会の諮問機関として投資委員会を設置しております。

#### (a) 内部監査室

内部監査室は、内部監査室長1名で構成され、グループ共通の「内部監査規程」に則り、当社グループ全体の内部統制の整備・運用状況を検証・評価し、その結果に基づく情報の提供ならびに改善・合理化への助言・提案等を通じて、会社財産の保全並びに経営効率の向上を図ることを目的としております。

#### (b) リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、グループ共通の「リスク・コンプライアンス委員会規程」に則り、当社グループ全体の経営に関する法令等の遵守と教育、リスク管理体制の整備とリスク発生時の最小化、再発防止を図ることを目的とし、原則として毎月1回開催しております。リスク・コンプライアンス委員会の構成は、取締役 小谷和央を委員長、内部監査室長を議長とし、当社グループの取締役及び監査役 西山一彦の複数名でなっております。

また、グループ共通の「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定めております。

#### (c) 当社各部門及び関係会社管理体制

当社各部門及び関係会社管理体制としては、「セレンディップグループGRCSマニュアル(ガバナンス・リスク・コンプライアンス・セキュリティ)」及び「関係会社管理規程」を定め、これらに基づいて行っております。

子会社管理として、各子会社の取締役には、当社代表取締役及び当社の子会社管理を所管するコーポレート企画部の社員が就任し、コーポレート企画部員が取締役又は管理者として各子会社の経営指導を行っております。原則毎月1回、各子会社の取締役会において、月次の財務数値、予算達成状況及び営業活動状況等の業務執行状況について報告を受け、重要事項の決議を実施しております。

また、当社グループの方針・戦略を当社各部門及び各関係会社に共有し、グループ全体最適実現に向けた連携・体制整備を促進するため、下表のとおり当社常勤取締役及び各子会社代表取締役等を当社執行役員とする執行役員制度を導入しております。「執行役員会規程」に則り、定期的に執行役員会を開催しております。

#### 役名 / 氏名 / 職名

会長執行役員 / 高村 徳康 / セレンディップ・ホールディングス株式会社 代表取締役会長

社長執行役員 / 竹内 在 / セレンディップ・ホールディングス株式会社 代表取締役社長

執行役員 / 小谷 和央 / セレンディップ・ホールディングス株式会社 取締役経理部長

執行役員 / 小野 賢一 / 天竜精機株式会社 代表取締役社長

執行役員 / 岩田 正樹 / 天竜精機株式会社 取締役

執行役員 / 植村 達司 / 佐藤工業株式会社 代表取締役社長

執行役員 / 高橋 直輝 / 三井屋工業株式会社 代表取締役社長

執行役員 / 梅下 翔太郎 / セレンディップ・ホールディングス株式会社 コンサルティング事業部長

執行役員 / 北村 隆史 / セレンディップ・ホールディングス株式会社 コーポレート企画部長

#### (d) 投融資管理体制

投融資管理体制として、取締役会の諮問機関である投資委員会を設置しております。投資委員会は、代表取締役社長 竹内 在を議長とし、社外取締役を除く取締役 高村徳康、小谷和央、常勤監査役 西山一彦、及び各部署長以上の職位にある者で構成され、「投資委員会規程」に則り案件毎に開催しております。当社グループの企業価値向上を目指した事業投資及び株式の譲り受け等、当社及び関係会社の重要な投融資に係る検討について、取締役会での決議に先立ち投資委員会において議論されます。投資委員会で議論された事項は取締役会へ答申され、取締役会での決議をもって投融資の実行となります。

また、利益相反取引の防止等、法令に抵触する虞を排除するためリスク・コンプライアンス委員会と連携を図りながら議論を進めております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新



	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	可能な限り多くの株主にご出席頂くため、集中日とは異なった日程での開催に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項であると考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項であると考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項であると考えております。

## 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ウェブサイト上に掲載しております。 <a href="https://www.serendip-c.com/ir/management/disclosure.php">https://www.serendip-c.com/ir/management/disclosure.php</a>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期決算及び本決算の際に開催し、代表取締役社長が業績や経営方針を説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期決算及び本決算の際に開催し、代表取締役社長が業績や経営方針を説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項であると考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト上に、適時開示資料、法定開示資料、任意開示情報、決算説明会にて使用した資料等を掲載しております。 <a href="https://www.serendip-c.com/ir/">https://www.serendip-c.com/ir/</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート企画部にて担当しております。	

## 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出には、様々なステークホルダーとの適切な協働が不可欠であるとの認識を強く持ち、「すべてのステークホルダーに価値と成長をもたらす100年企業グループ」創出というグループビジョンを掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項であると考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主等のすべてのステークホルダーからの理解と信頼を得るためには、適切な情報開示を行うことは重要な経営課題であると認識しております。事業リスクに関する開示や、社会課題の解決に向けた取り組みに関する情報など、ステークホルダーにとって有用だと考えられる非財務情報についても積極的に開示を行ってまいります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について「内部統制システム構築の基本方針」を以下の通り定め、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

セレンディップ・ホールディングス株式会社(以下、当社という。)及びその子会社(以下、セレンディップグループという。)は、コンプライアンスの取組みに関わる基本事項を「コンプライアンス規程」に定め、セレンディップグループの取締役及び使用人が、法令・定款・社内規程及び社内規範の遵守の確保を目的として制定した「セレンディップグループ行動規範」を率先垂範し遵守することを徹底する。

セレンディップグループは、「リスク・コンプライアンス委員会規程」に基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置し、企業経営に係る法令等の遵守と教育を行う。また、「内部通報者保護規程」を定め、組織または個人による不正・違法・反倫理的行為等を速やかに認識し対処するとともに通報者に対する不利益な取扱いを防止する。

監査役及び内部監査室は、連携してコンプライアンス体制を監査し、問題点の指摘及び改善策の提案等を行い、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

セレンディップグループは、「反社会的勢力排除規程」を定め、反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力からの不当要求を拒否し、毅然とした態度で臨む。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

セレンディップグループの取締役の職務の執行に係る情報については、法令・定款・「取締役会規程」及び「文書管理規程」に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

セレンディップグループの情報セキュリティについては、「情報管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、保有情報等の適切な活用・保全・運用を行う。

セレンディップグループの個人情報及び特定個人情報については、法令・「個人情報保護規程」及び「特定個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

セレンディップグループの組織横断的リスク状況の監視は内部監査室が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は、「リスク管理規程」に基づき担当部署が行う。

セレンディップグループの各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメントの体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。

セレンディップグループは、「リスク・コンプライアンス委員会規程」に基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制の整備とリスク発生時の最小化・再発防止を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

セレンディップグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の目的・運営に係る事項を「取締役会規程」に定め、取締役会を原則月1回開催し必要に応じて臨時開催する。

セレンディップグループの取締役会は、経営目標・予算を策定し、代表取締役以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、進捗状況については、経営会議で確認し、取締役会に報告し実績管理を行う。

セレンディップグループの取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ確かな経営情報把握に努める。

取締役及び執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。

職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。

5. セレンディップグループの企業集団における業務の適正を確保するための体制

セレンディップグループのグループ経営の基本原則に従い、「セレンディップグループ行動規範」を通じて、当社及びその子会社の独立性を尊重しつつ、高い倫理観をもって、セレンディップグループ全体の経営を推進する。

セレンディップグループの経営については、原則として当社から経営実務を積んだプロフェッショナル人材を取締役もしくは使用人としてグループ会社に派遣し、グループ会社の事業運営及び損失の危険の管理を行い、事業の適正を確保する。

セレンディップグループに関する諸手続及び管理体制については、「関係会社管理規程」に定め、セレンディップグループに関する業務の円滑化と管理の適正化を図る。セレンディップグループの管理を担当する部門は、コーポレート企画部とし、セレンディップグループが効率的にその経営目的を達成できるよう管理指導し、必要と認めるときは、関係部門に管理指導を依頼することができる。

セレンディップグループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の経営会議での審議及び取締役会への付議を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

監査役が指名する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

セレンディップグループの取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況及び会計処理を報告及び必要な情報提供を行う。

監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。

内部監査室は、セレンディップグループにおける内部通報制度「セレンディップヘルプライン」の運用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告する。また、内部監査室は、セレンディップグループの取締役に「セレンディップグループ行動規範」に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合は、監査役に直ちに報告する。

8. 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

セレンディップグループは、内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告した者に対し、「内部通報者保護規程」を準用し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他監査費用等の処理に係る方針に関する事項

セレンディップグループは、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合には、当該請求に係る費用または債務等が監査役職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

10. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制



監査役は、監査役監査の実効性を高めるため、代表取締役と定期的に意見交換を行う。  
 監査役は、定期的に会計監査人及び内部監査室と連携をとり、監査役監査を行う。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、「内部統制システム構築の基本方針」において反社会的勢力排除の方針を定めております。実務上の規程として、当社グループにおける反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他対応に関する事項について「反社会的勢力排除規程」を定め、反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力からの不当要求を拒否し、毅然とした態度で臨むことを明記し、周知徹底を図っております。反社会的勢力に対してはコーポレート企画部を対応部署とし、対応する役職員の安全を確保するとともに、適切な助言、協力を得ることができるよう平素から外部専門機関と緊密な連携強化を図るよう努めております。

### その他

#### 1. 買収防衛策の導入の有無

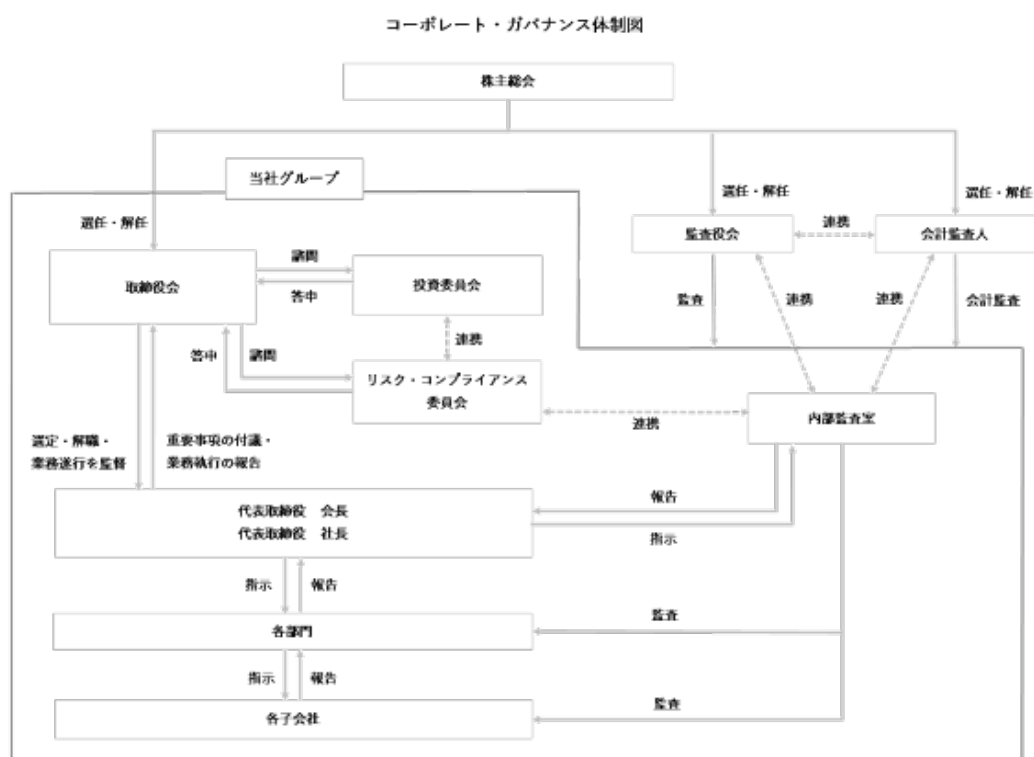
買収防衛策の導入の有無

なし

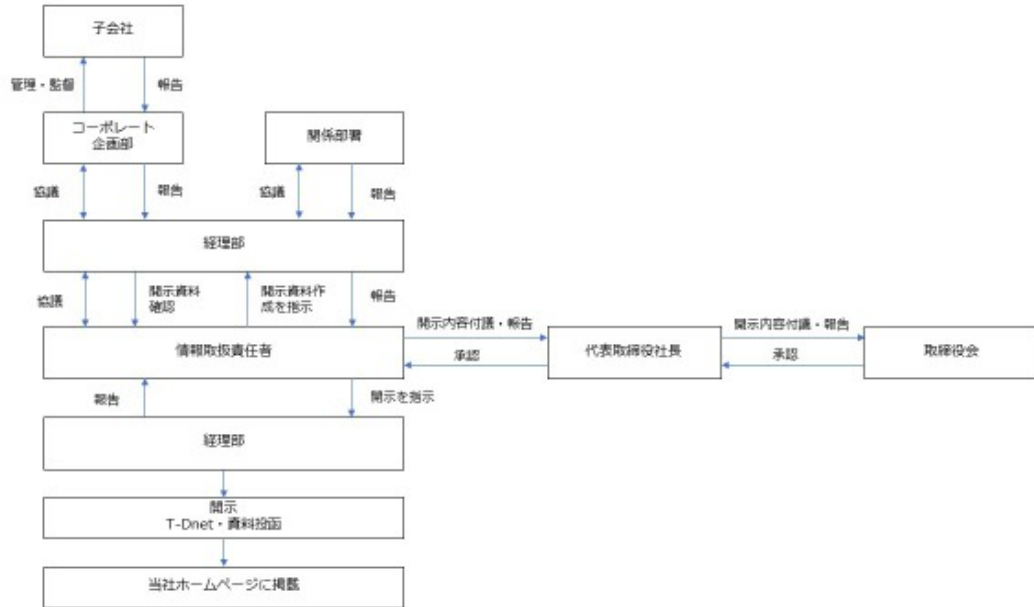
該当項目に関する補足説明

#### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフロー模式図を下記添付いたします。



<決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー>



<決算に関する情報の適時開示業務フロー>

